

平成29年度

環境活動レポート



(平成29年4月～平成30年3月)

作成日：平成30年7月27日



久留米商工会議所

目 次

I	組織の概要	P 2
II	対象範囲	P 3
III	環境方針	P 4
IV	環境目標	P 5
V	環境活動計画	P 6～7
VI	環境目標の実績	P 8
VII	環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	P 9
VIII	環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無	P 1 2
IX	代表者による全体評価と見直しの結果	P 1 4

I 組織の概要

1. 事業所名及び環境経営に関する代表者名

久留米商工会議所

専務理事 穴見 英三

2. 所在地

〒830-0022

福岡県久留米市城南町15番地の5

3. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：事務局長 中島 誠治

担当者：会員サービス課長 南波 優子

会員サービス課 水上 真裕子

TEL 0942-33-0211

FAX 0942-33-0933

E-Mail info@kurume.or.jp

4. 事業内容（対象活動）

商工会議所法に基づく地域商工業の振興・発展のための業務

5. 団体の規模（平成29年5月1日現在）

会員数 4,512件

議員数 100名

職員数 32名（アルバイト等名含む）

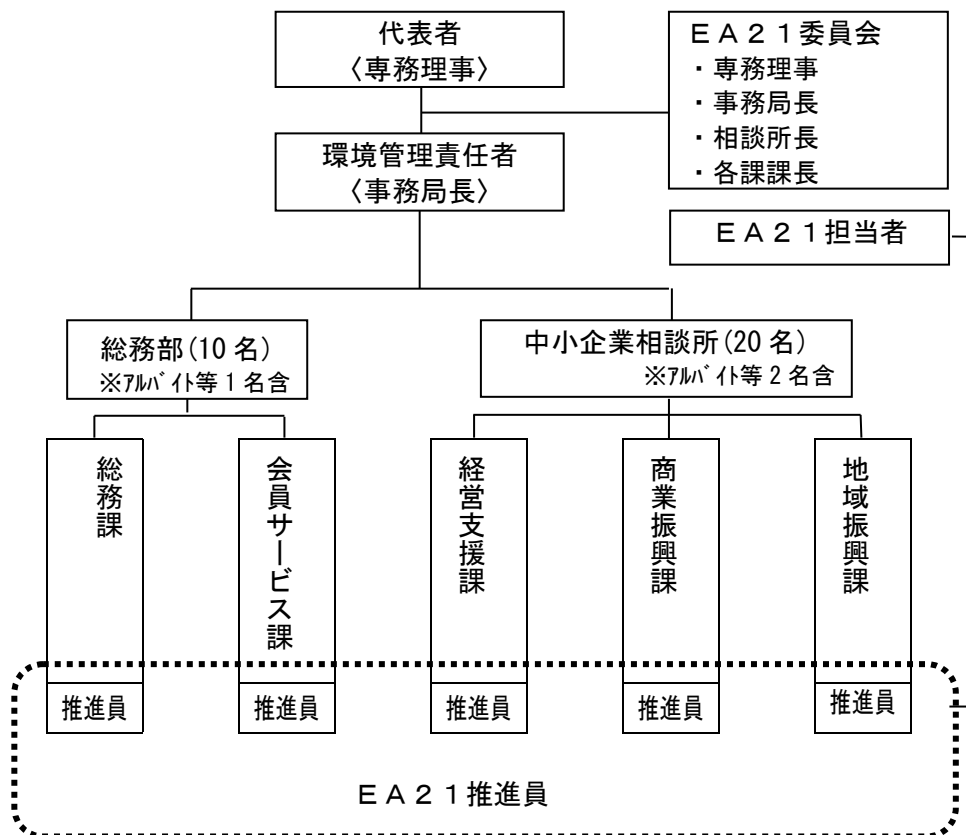
年間予算 546百万円

延床面積 4,446.54㎡

II 対象範囲

・対象組織

(職員数：32名)



・レポートの対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

・レポートの発行日

平成30年7月27日

III 環境方針

久留米商工会議所は、地球温暖化防止など地球環境の保全が人類共通の最重要課題であるという認識のもと、全役職員が一体となって商工会議所事業活動における環境への負荷を低減するとともに、地域企業における環境への取組みを促進する。

- 1 事業活動全般に係る以下の項目に対し目標を定め、その達成のための取組みを推進する。
 - (1) 二酸化炭素排出量の削減
 - (2) 廃棄物排出量の削減
 - (3) 水使用量の削減
 - (4) グリーン購入の推進
- 2 E A 2 1 地域事務局（久留米商工会議所）の円滑な運営に努め、E A 2 1 認証登録など地域企業の環境への取組みを促進する。
- 3 地域社会における環境保全活動を積極的に実施して、地域の環境保全に貢献する。
- 4 事業活動において関連する環境関連法規等を遵守する。
- 5 環境活動レポートを作成して公表する等により、環境コミュニケーションを推進する。

制定日 平成 20 年 6 月 2 日

改定日 平成 22 年 4 月 30 日

改定日 平成 26 年 4 月 1 日

久留米商工会議所

専務理事 穴見 英三

IV 環境目標

(年度：4月～翌年の3月)

環境目標		単位	基準値 H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
H28年度実績をベースとして削減する							
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	141,397	138,569	135,741	132,913	
		%(削減率)	—	△2	△4	△6	
2	廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減	kg	425.8	421.5	417.3	413	
		%(削減率)	—	△1	△2	△3	
3	水使用量の削減	m ³	2,061	2,040	2,020	1,999	
		%(削減率)	—	△1	△2	△3	
4	グリーン購入の推進	アイテム	39	39以上	39以上	39以上	
5	地域企業における環境への取組みの促進	EA21セミナー等の実施	年間開催回数等	3回	3回以上	3回以上	3回以上
		EA21認証登録件数		72	73	74	75
		eco検定受験者数		37名	37名以上	37名以上	37名以上
		環境関連情報の提供		17	17以上	17以上	17以上
		環境への取組みの啓発		5	5回以上	5回以上	5回以上
6	地域社会における環境保全活動の実施	周辺道路等の清掃	年間実施回数等	11	20回以上	20回以上	20回以上
		美化活動等への参加		1	2	2	2
		啓発活動の推進		1	1	1	1
7	その他	職員への環境教育	講習回数	3	3	3	3

※購入電力の二酸化炭素排出係数は、九州電力の平成28年度調整後排出係数 0.483kg-CO₂/kWhを使用した。

※EA21認証登録件数：地域事務局登録件数

V 環境活動計画

1. 二酸化炭素排出量削減のための取組み

(1) 電気使用量の削減（13%）

- ① 冷暖房の設定温度を決め、実行する（室内温度 冷房 28 度、暖房 20 度）
- ② クールビズ・ウォームビズの実施
- ③ シャッターによる遮熱
- ④ 窓の開閉による室温の調整
- ⑤ こまめな消灯とOA機器の主電源オフ
- ⑥ 階段の利用促進
- ⑦ ノー残業デーの徹底（毎週水曜日 18:00 消灯）

(2) ガソリン使用量の削減（2%）

- ① 公用車のふんわりアクセル「e スタート」の実施
- ② エンジンブレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施
- ③ 駐停車の際、エンジンを停止させる「アイドリングストップ」の実施
- ④ エンジンをかけたらすぐ出発の「適切な暖気運転」の実施
- ⑤ 公用車の定期的な空気圧のチェック
- ⑥ 自転車利用の促進
- ⑦ エコカーの優先利用
- ⑧ 公用車のエコカーへの買い替え検討

(3) ガス使用量の削減（2%）

- ① 夏季は給湯を停止する

2. 廃棄物排出量削減のための取組み

(1) 可燃ごみの削減（1%）

- ① 両面印刷・コピーの推進、裏紙利用の徹底
- ② 紙類、その他可燃物の分別の徹底
- ③ メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底
- ④ 紙ファイルの再利用
- ⑤ 必要最低限印刷の徹底
- ⑥ 社内回覧・決済のメール活用
- ⑦ 回収する弁当業者の利用優先
- ⑧ 事務所内のごみ箱の撤廃
- ⑨ ごみゼロの日の制定（毎週水曜）

3. 水使用量削減のための取組み

(1) 水使用量の削減（1%）

- ① 水栓付近への「節水協力」表示

4. グリーン購入の推進

(1) グリーン購入の実績把握

- ① 物品購入時の環境配慮型商品の積極的購入
- ② 消耗品購入の一括管理
- ③ 物品購入時及びサービス依頼時の環境に配慮した事業所の積極的活用

5. 地域企業における環境への取組みの促進

(1) E A 2 1 セミナー等の実施

- ① E A 2 1 導入セミナーの開催、E A 2 1 集合コンサルティングの実施

(2) E A 2 1 認証・登録の支援

- ① E A 2 1 地域事務局業務による認証・登録の支援

(3) 環境社会検定試験（eco 検定）の施行

- ① 環境社会検定試験（eco 検定）の施行を通じた環境啓発

(4) 環境関連情報の提供

- ① 会報を通じて、環境関連情報を会員事業所へ提供する

(5) 環境への取組みの啓発

- ① クールアースデイ等の取組みを啓発する
- ② 容器包装リサイクル普及啓発及び登録業務

6. 地域社会における環境保全活動

(1) 周辺道路等の清掃活動

- ① くるめクリーンパートナー事業に参画し、周辺道路等を清掃する

(2) 美化活動等への参加

- ① 美化キャンペーンボランティアへ積極的に参加する

(3) 啓発活動の推進

- ① 小学生環境・ゴミ・エネルギー問題絵画コンクールの実施

7. その他

(1) 職員への環境教育

- ① 職員向け勉強会の実施

VI 環境目標の実績

1. 平成29年度の実績

エコアクション21を運用した平成29年4月～平成30年3月における目標に対する実績は次のとおりであった。

目 標		単位	H28年度 実績	H29年度 目標	H29年度 実績	目標 達成 判定	目標 達成率 %
二酸化炭素排出量削減 【2%削減】		kg-CO ₂	141,397	138,563	145,488	×	95.0
(電気使用量の削減)		kWh	285,839	281,759	297,006	×	94.6
(ガソリン使用量の削減)		L	1,306	1,017.97	808.97	○	120.5
廃棄物排出量(可燃ごみ)の削減 【1%削減】		kg	425.8	421.3	421.8	×	99.9
水使用量の削減 【1%削減】		m ³	2,061	2,046	1,980	○	103.2
グリーン購入の推進		アイテム	39	39以上	39	○	100.0
地域企業に おける環境 への取組み の促進	E A 2 1 セミナー 等の実施	回	3	3回以上	3	○	100.0
	E A 2 1 認証登録 件数	件	72	73	70	×	95.8
	環境社会(eco) 検定受験者数	名	37	37名以上	41	○	110.8
	環境関連情報 の提供	回	17	17以上	15	×	88.2
	環境への取組み の啓発	回	5	5回以上	4	×	80.0
地域社会に おける環境 保全活動の 実施	周辺道路等 の清掃	回	11	20回以上	15	×	75.0
	美化活動等 への参加	回	1	2	1	×	50.0
	啓発活動の推進	回	1	1	1	○	100.0
その他	職員への環境教育	回	3	3	4	○	133.3

※二酸化炭素の購入電力の排出係数は九州電力の平成28年度実排出係数 0.483kg-CO₂/kWh で計算している。

※目標達成判定は数字が達成していたら○、未達成であれば×を入力。

VII 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

1. 環境活動計画の取組結果とその評価

No.	活動内容	取組結果			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
1	冷暖房設定温度を決め、実行する	○	△	△	△
2	クールビズ・ウォームビズの実施	○	○	○	○
3	シャッターによる遮光・遮熱	—	○	○	○
4	窓の開閉による室温の調整	○	○	○	○
5	こまめな消灯とOA機器の主電源オフ	○	○	○	○
6	階段の利用促進	○	○	○	○
7	ノー残業デーの徹底 (毎週水曜日 18:00 消灯)	△	△	△	△
8	公用車のふんわりアクセル「eスタート」の実施	○	○	○	○
9	エンジンプレーキを使った「早めのアクセルオフ」の実施	○	○	○	○
10	駐停車の際、エンジンを停止させる「アイドリングストップ」の実施	○	○	○	○
11	エンジンをかけたらずぐ出発の「適切な暖気運転」の実施	○	○	○	○
12	公用車の定期的な空気圧のチェック	○	○	○	○
13	自転車利用の促進	○	○	○	○
14	公用車のエコカーへの買い替え検討	△	△	△	△
15	夏季は給湯を停止する	—	○	—	—
16	両面印刷・コピーの推進、裏紙利用の徹底	○	○	○	○
17	紙類、その他可燃物の分別の徹底	○	○	○	○
18	メモ紙のゴミ箱への投棄防止の徹底	○	○	○	○
19	紙ファイルの再利用	○	○	○	○
20	必要最低限印刷の徹底	△	△	△	△
21	社内回覧・決済のメール活用	△	○	○	○
22	回収する弁当業者の利用優先	△	△	△	△
23	事務所内のごみ箱の撤廃	—	○	○	○
24	ごみゼロの日(毎週水曜日)	—	○	○	○
25	水栓付近への「節水協力」表示	○	○	○	○
26	物品購入時の環境配慮型商品の積極的購入	○	○	○	○

27	消耗品の一括管理	○	○	○	○
28	環境に配慮した事業所の積極的活用	○	○	○	○

取組の欄には、関連がない「－」、既に取り組んでいる「○」、ある程度取り組んでいる「△」、取り組んでいない「×」を入力。

4月から新入職員も増え、活動内容を見直した。新たな活動として、7月の廃棄物排出量が目標値を上回ったため、8月より①毎週水曜日のごみゼロの日②事務局内のごみ箱の撤廃を行った。以降廃棄物も減少した。

ごみゼロの日、事務所のごみ箱の撤廃など新しい活動を追加したことで、マンネリ化していた職員の活動意識が向上したように感じられる。また、トイレの水洗はなるべく「小」を利用するよう掲示を行った。

12月は真冬日が去年の0日から7日に増加、1月は昨年より真冬日が0日から12日に、2月は8日から13日と増加した。雪が降ることも多く、暖房の使用も増加した。個人が日ごろから取り組み可能な行動として、女性職員が防寒対策として使用しているひざ掛けを、男性職員も利用してみても朝礼で呼びかけを行った。

また、会館内の喫茶店が休業したことで、事務所内で来客用の珈琲をほぼ毎日淹れる必要があった。水分を含んだ珈琲豆のかすを捨てたことで、ごみの重さが増加、目標値を上回る結果となった。

一年を通してみると、夏季は真夏日の増加、冬季は真冬日の増加など天候に左右されることが多く、全体で見ると未達成の項目が多かった。7月の九州北部豪雨など、気候変動を実感する年であった。

廃棄物量の削減に向けて開始したごみゼロの日の取り組みや、ごみ箱の撤廃などの活動により、職員間でのエコ活動を意識した声掛けや行動は確実に増えている。

来年度は気候等に柔軟に対応しながら、活動の周知・徹底を進め、活動の広報に取り組んでいきたい。

2. 次年度の取組内容

特に廃棄物排出量については、職員の意識による更なる改善が可能であると考えられるため、引き続き取り組んでいきたい。今年度はニュースや環境活動レポートを活用し、E A 2 1の活動内容についてのPRに力を入れて取り組む必要があると思われる。

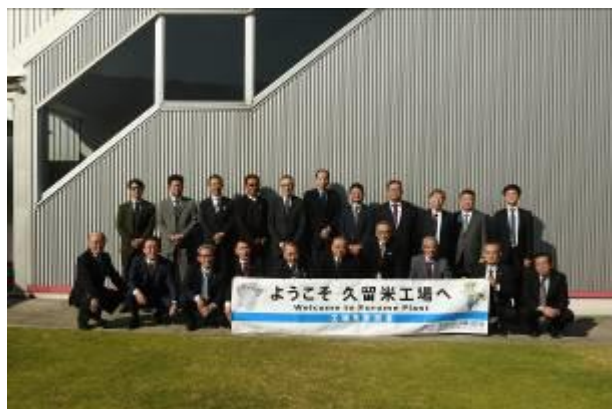
取組活動状況等



ごみゼロの日の設定



12/25 照明LEDや周辺を掃除



11/6 環境・エネルギー委員会主催
「ダイハツ九州(株)久留米工場」視察(25名参加)



7/7 セタライトダウン



全館女子トイレに
節水協力のお願いを掲示



職員の環境学習「地球温暖化対策について」
(3/14 20名参加)

VIII 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当所に適用される環境関連法規の遵守状況の結果については下記のとおりでした。

関連法規	要求事項	法令条項	要求内容	結果
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の処理の委託	法第6条の2第6項 規則第1条の17	事業者は一般廃棄物の処理を許可業者に委託しなければならない。	○
	一般廃棄物の処理の委託基準	法第6条の2第7項 令第4条の4第1号	事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の遵守	○
	投機禁止	法第16条	何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	○
	焼却禁止	法第16条の2	何人も、廃棄物を焼却してはならない。	○
	特別管理産業廃棄物の保管基準	法第12条の2第2項 規則第8条の13	保管場所の周囲に囲いを設ける。 見やすい個所に以下の要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ60cm以上 (2)特別管理産業廃棄物の保管場所の表示 (3)特別管理産業廃棄物の種類の表示 (4)保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先の表示 特別管理産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、並びに悪臭が発散しないようにする。 他の物が混入しないように仕切り等を設ける。 容器に入れ密閉し、揮発を防止する。	○
管理責任者の設置	法第12条の2第8項	事業場毎に、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く。	○	
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車の所有者の責務	法第5条	自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用し、再資源化等の実施に配慮した自動車を選択し、修理は、再資源化により得られた物等を使用し、使用済自動車の再資源化等の促進に努めなければならない。	○
	使用済自動車の引渡義務	法第8条	自動車の所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡さなければならない。	○
	再資源化預託金等の預託義務	法第73条	自ら所有する車両のリサイクル料金を支払う。	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	特定製品の管理者の責務	法第5条	指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。	○
	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法第16条(経済産業省・環境省告示第13号)指針	管理者判断基準の遵守 ①機器の適切な場所への設置 ②簡易点検の実施(3か月に1回以上) ③定期点検の実施(定格出力7.5kW以上) ④フロン類漏えい又は故障が発見された場合、速やかに専門点検の実施	○

			⑤機器の点検・修理・冷媒の充填・回収に関する履歴の記録・保持	
	業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器でフロン類が充てんされている第一種特定製品のフロン引渡し	法第 41 条	「第一種特定製品廃棄等実施者」は、自ら又は他のものに委託して、第一種フロン回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡さなければならない。	○
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	回収依頼書、引取証明書、委託確認書の授受	法第 43 条	フロン類をフロン類回収業者に引渡す時、回収依頼書、フロン類回収業者から引き取り証明書を受領する。フロン類の引渡しを機器処分業者等に委託の場合は、委託確認書を受領。それらは 3 年間保存が必要。	○
	フロン回収料金の請求	第 74 条	第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担する。	○
	フロン類の放出禁止	第 86 条	何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。	○
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	事業者及び消費者の責務	第 6 条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、再商品化等が確実に実施されるよう、収集、運搬、再商品化等をする者に引渡し、その料金の支払をしなければならない。	—
	料金の請求	第 11 条、第 12 条	排出者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬や再商品化等に必要な料金を支払う。	—
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 廃棄物特別措置法)	事業者の責務	法第 8 条、則第 5 条第 1 項	前年度の PCB 廃棄物の保管・処分状況について、6 月 30 日までに県知事に届出る。	○
		則第 6 条第 1 項	保管場所の変更時には、変更日から 10 日以内に届出書を変更前後の事業場所在地を管轄する県知事に届出る。	○
		法第 10 条、令第 3 条	平成 34 年 3 月 31 日までに PCB 廃棄物を処分する。	○
		法第 11 条、則第 8 条第 1 項	PCB 廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。	○
		法第 12 条第 1 項、第 2 項、則第 9 条第 1 項	相続、合併又は分割があった時は、承継があった日から 30 日以内に県知事に届出る。	○
消防法施行令	非常電源の附置	第 11 条第 3 項第 1 号	屋内消火栓設備には、非常電源を附置しなければならない。	○

また、関係機関等からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。

IX 代表者による全体評価と見直しの結果

評価及び見直しの日時		平成30年7月27日（金） 14：30～15：00
評 価	環境経営システムが有効に機能しているか	環境目標の達成状況は一部未達成もあるが、システムは有効に機能していると考えられる。
	環境への取組は適切に実施されているか	平成28年度の「天候に左右されやすい項目については、新たな環境活動計画が必要」との反省により、今年からは冷暖房の設定温度見直しを行った。数値の目標は未達成項目が多いが、職員の意識は向上している。
変更の 必要性 と指示	環境方針	変更の必要なし
	環境目標・ 環境活動計画	平成30年度は会議所という立場を有効活用し、EA21の取り組みや環境に関する情報の広報に力を入れ、積極的に外部に発信していきたい。会議所ニュースなどで周知するほか、会議所HPの活用を進める。
	環境経営システム等	システムの変更は必要ないと判断される。